

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号 エ005
- (2) 契約件名 最新AIエージェント技術を用いた研究開発 (R&D) の加速 システム開発 一式
(詳細は別紙仕様書のとおり)
- (3) 納入期限 令和9年3月31日
- (4) 納入場所 本学が指定する場所

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。
- (3) プライバシーマークの使用を許諾されているか又はISMS 認定を受けている者であること。
- (4) その他経理責任者等が認めた者

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘2番1号
国立大学法人大阪大学大学院工学研究科経理課研究支援係
06-6879-4236
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限
令和8年9月7日(月) 17時00分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。
- (4) 見積書の提出時に、2. 見積参加資格(3)を確認できる書類も併せて提出してください。

仕 様 書

(一般事項)

1. 請負の表示 最新 AI エージェント技術を用いた研究開発 (R&D) の加速 システム開発一式
2. 請 負 期 限 令和9年3月31日
3. 契 約 事 項 国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
4. 請 負 代 金 請負代金は請負の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

(特記事項)

1. 受注者は別紙詳細仕様に基づき、業務を行うものとする。
2. 受注者は請負完了後、完了報告書を作成し、国立大学法人大阪大学大学院工学研究科研究支援係へ提出するものとする。
3. 受注者は、本契約期間中に知り得た個人情報について、契約書別紙「個人情報取扱の特記事項」を順守して取り扱うものとする。
4. 本仕様書に疑義が発生した場合、あるいは合理的な理由により本仕様書の実現が難しいと判断される場合は速やかに本学担当者と協議するものとする。
5. 仕様書に記載のない事項等、その他詳細については、発注者と受注者との間で協議のうえ決定するものとする。

別紙

詳細仕様

請負名： 最新 AI エージェント技術を用いた研究開発（R&D）の加速 システム開発 一式

国立大学法人大阪大学工学研究科が発注する「最新 AI エージェント技術を用いた研究開発（R&D）の加速 システム開発 一式」は、下記のとおりとする。

○業務概要

【目的】

本システム開発は、文部科学省 令和7年度補正予算「産学連携リ・スキリング・エコシステム構築事業 メニュー②「産業成長」」採択事業の一つである。当事業において、「最新 AI エージェント技術を用いた研究開発（R&D）の加速」講義実施のために、講座のハンズオン学習に必要な環境整備および構築を目的として、実施するものである。

【背景】

大阪大学発の協働研究所であるパーソル高度バイオ DX 産業人材育成協働研究所と連携し、機械学習、ビッグデータ解析等の講義を展開している。特に、AI に関しては急激な進化が続いており、この中でも「AI エージェント」について理解を深め、研究開発への導入を視野に入れた座学と演習によるプログラムを開発する。

実習形式で講義を進めるにあたり、AWS 等を利用したシステム構築を進め、クラウド環境の利点を生かし、企業所属の受講生が講義に集中して取り組めるセキュア環境の構築が必要である。

【開発対象】

本学においては、クラウド（Amazon Web Service）を利用して研究開発に特化した AI エージェントを開発運用してきた。DX は組織単位で実施することで効果を実感できることから、開発対象者には組織運営に携わる層も含まれ、実質として研究開発に携わる研究員だけでなく、広く対象者を募る予定である。このため本調達では運用中、場所や時間的制約を受けないクラウドシステムの利点を生かし、AI エージェントを使い社会人リ・スキル教育講座を非対面で実施できるシステムを開発する。

○本業務の詳細

1. システム設計

受注者は、本開発における機能要件を実装するための設計を行うが、実践的基礎力を醸成するために、より本番運用に近いシステム構成を実装する。したがって、基本設計書に従い、特にバイオ分野に特化した最新 AI システムが実走できる。

2. システム開発

1) 基本要件

最低20名以上が同時に受講できるクラウドコンピューティングシステムを開発する。AI エージェントは研究開発に特化したものを予定しているので、実装する AI エージェントの構築プログラミングは仕様を含めないが、上記の AI エージェントが完動して、クラウドセキュリティ対策や同時アクセスによる高負荷条件下において安定した動作環境を実現し連動させること。

2) 各機能

システムケーションには、最低限下記の機能を有すること。

この他、本システムケーションの目的をふまえ、必要と思われる機能については、受注者による提案をもとに本学担当者と協議の上、実装を決定する。

- 20名以上の同時利用ができること
- 実務環境に即した専門用語や専門記号が正確に表示できること
- タンパク質を含む生体分子および化学構造を正確に表示できること
- アクセス権限を任意に付与でき権限外アクセスを排除できること
- その他、バイオ生物学に関連した AI もしくは機械学習の環境構築に必要なすべての機能
- 実習で利用する LLM 利用量を受講者の個別アカウントで管理制限できること
- 管理者は受講状態を個別に把握できるようにすること
- 受講成果物の保存が可能なこと
- 成果物は作成者以外の第三者によって閲覧できないこと

3) 供与物

- AI エージェントプログラム UTF-8 形式
 - 受講者データ csv 形式
- 詳細は別途協議する。

4) 想定動作環境

想定動作環境は、本学が運用するクラウド環境において、「2. システム開発 (1) 基本要件及び (2) 各機能」に記載の要求仕様を満たすよう、受注者が動作環境を設計し、構築するものとする。

5) ネットワーク要件

ネットワーク要件は、本学が運用するクラウド環境において、「2. システム開発 (1) 基本要件及び (2) 各機能」に記載の要求仕様を満たすよう、受注者がネットワークを設計し、設定するものとする。

6) 機能要件

機能要件は、以下のとおりとする。

- ユーザーインターフェース】

Linux サーバーSSH 接続、コマンドプロンプト、JupyterNotebook (ver**)

- Zoom による画面共有、配信が可能とすること。

7) 全般

(1) テスト

納品前にシステムが問題なく動作するか必ず確認を行うこと。必要に応じ本学教職員の使用のための期間を設け、不具合が見つかった場合は修正するなど、導入後に問題が生じないよう適切な対策を講じた上で納品すること。

(2) 技術的サポート

制作過程における助言・提案並びに完成後の維持管理など、技術的なサポートを行うこと。システムとともにわかりやすく適切なマニュアルを納品し、納品後も本学の要請に応じて可能な範囲でサポートすること。

3. 実装検証

システムケーションの開発が終了した後、納品前に動作検証を行うこと。

また、発注者が作成した AI エージェントを使いテスト実走を行い、報告書を作成すること。

利用マニュアルについては別途協議するものとする。

4. 検収条件

1) 納品物

- ①作業完了報告書
- ②Terraform形式ソフトウェアプログラムコード
 - ・画面設計書
 - ・テーブル定義書
- ③テスト結果報告書
- ④検証結果報告書
- ⑤取扱説明書、受講者向け取り扱いマニュアル

上記を履行期限までに本学の指定する方法によって納品すること。

2) 履行期限

令和9年3月31日(水)

令和9年1月末までに構築し、2～3月を試用期間として不具合の検証・解決を行うこととする。

3) 納品場所

国立大学法人大阪大学大学院工学研究科 附属フューチャーイノベーションセンター
IoT型リ・スキリング事業 運営係

5. 保守

納品後、令和9年3月31日までの期間において、システムケーションの導入のサポート、及びシステムケーションを使用する上で生じた不具合への対応および保守メンテナンスを行うこと。ただし、本学による納品確認後の、新たな機能の追加等のアップグレードについては本保守条項に含まず、別途協議の上契約するものとする。

6. 秘密保持

受注者は、業務の内容及びその進捗並びに本学の秘密情報に関して、一切他に漏洩してはならない。ただし、公知の情報、被開示当事者の責に帰すべき事由によらずして公知となった情報については、この限りではない。なお、請負期間終了後も、この秘密保持義務を負う。

7. 情報セキュリティ

- (1) 情報セキュリティ及び個人情報保護について保護措置を講ずる体制を整備しており、ISO/IEC27001(JIS Q 27001)に基づく「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)」認証を取得済みであること、もしくは、プライバシーマークを取得しており、ISMS認証と同等のセキュリティ基準であることを証明すること。なお、業務を再委託する場合には、受注者の責任において、委託先に適切な保護措置を講ずる体制を整備させること。
- (2) 作業に伴い情報セキュリティインシデントが発生した場合は、本学へ報告し、本学担当者と協議のうえ対応を行うこと。
- (3) セキュリティ対策を行わなかった結果、本学のシステム又はサービスに影響が発生した場合は、受注者の責任を問い、本学から受注者に損害賠償を請求できるものとする。
- (4) 本学が開示した情報及び本作業の履行上知り得た一切の事項については、いかなる場合にも、本学が開示することを認めていない第三者に開示又は漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。本学が提供した情報を第三者に開示する必要がある場合には、事前に本学と協議し、了承を得ること。
- (5) 作業に関するデータや資料は事前に許可した機器や保存先に格納すること。
- (6) データその他本作業の履行上発生した納入成果物については、本学の許可なしに、作

- 業実施場所から外部に持ち出し及び外部からアクセス可能な状態にしてはならない。
- (7) システムが構築中であるか完成であるかの状態にかかわらず、システム及び各ファイルの信頼性とセキュリティを十分に考慮したセキュリティ対策を行うこと。また、セキュリティ対策を講じているにもかかわらず、セキュリティ侵害、各種攻撃、ウィルス感染又はそれらが推測される兆候があった場合及び発生したことが確認できた場合は、本学と協議の上、速やかに必要な作業、対策を講じ、サービスを維持すること。原因分析を行うことができるようアクセスログを残し、システムダウンからの復旧に備えたバックアップ機能を有すること。
 - (8) 管理者画面へのアクセスは、学内ネットワークからのアクセスおよび受注業者の保守アクセスのみに限定し、多要素認証を設定すること。
 - (9) 個人情報学内サーバーに保存し、暗号化を施すこと。

8. その他

- (1) 機密保持等
秘密保護データ漏洩、紛失、盗難の防止措置を十分に講じ、業務上知り得た情報は、本契約終了後も秘密厳守すること。
- (2) 保証
納品後一年以内に発見された瑕疵、機能上及び性能上の不良については、速やかに無償で修正を行うこと。
- (3) 知的財産権等
本契約によって生じた成果物についての著作権は、本学に帰属するものとする。
- (4) その他
本仕様書に定められていない問題等が生じた場合、本学担当職員と協議の上解決するものとする。

第2号様式

見 積 書

調達番号： 工005

調達件名： 最新AIエージェント技術を用いた研究開発（R&D）の加速 システム開発 一式

見 積 金 額 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所
会 社 名
氏 名
電話番号

[印]

- 1 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- 2 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- 3 本学が見積公告【2. 見積参加資格（1）（2）】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

請 負 契 約 書 (案)

請負の表示 最新 AI エージェント技術を用いた研究開発 (R&D) の加速 システム開発 一式
請負代金額 金 円也 (うち消費税額及び地方消費税額 円)
上記の消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 8 2 及び第 72 条の 8 3 の規定に基づき、請負代金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

発注者国立大学法人大阪大学大学院工学研究科 研究科長 大政 健史と受注者〔法人名等及び氏名〕との間において、上記の請負業務 (以下「業務」という。) について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

- 第 1 条 受注者は、別紙の仕様書に基づいて、業務を行うものとする。
第 2 条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
第 3 条 受注者は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。
第 4 条 請負の完了期限は、令和 9 年 3 月 31 日までとする。
第 5 条 受注者は発注者に対し、毎月の業務完了後、完了通知書を国立大学法人大阪大学大学院工学研究科経理課研究支援係に送付する方法で交付するものとする。
第 6 条 請負代金は、業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
第 7 条 請負代金の請求書は、国立大学法人大阪大学大学院工学研究科経理課研究支援係に送付すべきものとする。
第 8 条 契約保証金は免除する。
第 9 条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
第 10 条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。
第 11 条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は 2 通作成し、双方で各 1 通を所持するものとする。

年 月 日

発注者
吹田市山田丘 2 番 1 号
国立大学法人大阪大学大学院工学研究科
研究科長 大政 健史 印

受注者
〔住 所〕
〔法人の名称又は商号及び代表者氏名〕 印

個人情報取扱の特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者（以下「受注者」という。）は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保管及び搬送)

第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(契約目的以外の利用等の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わねばならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還等)

第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(適正な管理)

第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

(違反した場合の措置等)

第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。